

# 反社会的勢力に対する基本方針

当行は、反社会的勢力との取引を遮断し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

## 1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営トップ以下組織全体で対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。

## 2. 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な関係の構築に努めます。

## 3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断します。

## 4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然と拒絶し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行います。

## 5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、裏取引、不適切な便宜供与、資金提供は一切行いません。